

令和6年第3回松阪市議会議員定数等の在り方調査会会議録

開催日時 令和6年9月16日(月) 開会 午後 2時 0分

閉会 午後 4時13分

開催場所 議会第1・第2委員会室

会議に付した事件

1 議事

(1) 議員定数等について

2 その他

出席委員(4名)

会 長	小 林 慶太郎 君	副 会 長	川 上 哲 君
委 員	駒 林 良 則 君	委 員	江 藤 俊 昭 君

(オンライン出席)

欠席委員(0名)

正副議長の出席

議 長	中 島 清 晴 君	副 議 長	沖 和 哉 君
-----	-----------	-------	---------

議会改革特別委員会正副委員長の出席

委 員 長	久 松 倫 生 君	副 委 員 長	深 田 龍 君
-------	-----------	---------	---------

傍聴人

議員	2名	報道関係者	3名	一般	2名
----	----	-------	----	----	----

事務局出席職員

局 長	三 木 敦	次 長	新 田 和 弘
議事担当主幹	中 口 真理子	総務担当主幹	白 上 陽 亮
議事係主任	早 川 直 樹		

午後 2時 0分開会

○議会事務局次長(新田和弘君) それでは、定刻となりましたので、ただいまから第3回松阪市議会議員定数等の在り方調査会を開催させていただきます。

当調査会におきましては、会議録を作成させていただくため、録画及び録音をさせていただきますので、御了承いただきますようよろしくお願いいたします。

発言時には手を挙げていただき、指名されましたら、マイクのスイッチをオンにして御発言いただきますようお願いいたします。

また、オンライン出席の江藤委員におかれましては、会議中、カメラは常時オン、マイクは発言時以外はミュートにさせていただきますよう、よろしくお願いいたします。

それでは、議事進行につきまして、小林会長、よろしくお願いいたします。

○会長（小林慶太郎君） 改めまして、皆さん、こんにちは。

第3回の調査会ということになります。冒頭、改めて確認をさせていただきますが、この調査会、本日も明和町議会の皆様はじめ、傍聴席、多数お越しいただいておりますけれども、前回同様、原則公開で開催とさせていただきたいと思っておりますが、皆様、それでよろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（小林慶太郎君） ありがとうございます。それでは、公開で進めさせていただきます。

早いもので、今日、第3回ということでございます。先回は、非常に台風の影響で雨風の激しい中、お集まりいただきました。そして、今日は幸い雨風はないですけれども、大変お暑い中、そしてまた、休日にもかかわらず、皆さんお越しいただいて、誠に御苦労さまでございます。ありがとうございます。

もう既に今日、第3回ということございまして、初回の際に配られましたこの調査会のスケジュール、改めて確認をしたいのでありますけれども、初回に配っていただきました資料の3でございます。

こちらを拝見させていただきますと、今日が第3回、そして次回、第4回には、意見書の内容の確認というところがあって、第5回、次々回には、意見書を議長に提出すると、こういうふうになっております。つまり、第5回はもう意見書を提出する会ということでございますので、逆算して考えますと、本日、第3回の調査会において、おおむね方向性については固めて、その上で意見書の文案を作成して、次回、第4回にその文案を審査していただくと、こういうことになります。内容的に申しますと、今日、ほぼ方向としては、我々としてはこういう方向で意見書を取りまとめていきたいと思いますというところの合意を得なければいけないということで、非常に今回、重要な会議でございます。

これまでの調査会におきましては、委員の皆様からいろんな観点から御質問をいただきまして、それにまた、事務局の方、あるいは議会議員の方々にお答えいただくという形でやってまいったわけですが、質問に対してのお答えということでいいますと、前回、最後のところでリクエストがありました各常任委員会委員長へのヒアリングの要望、これに対するお答えをいただきました。それを受けて今日はもう、我々のほうで、じゃ、どういうふうにこれから判断していくのかと、さらなる質問をしている時間は、もうあまりないと思いますので、今日お答えをいただいたところで、大体、議会のほうからお答えいただくものについては出尽くしたと、そういう判断で、いただいた材料の中から我々としては議論していくと、こういった形で審議を進めてまいりたいと思っております。そういったことで、ひとつ委員の皆様には御協力いただきたいなと思っております。

ということで、まずは、前回御要望させていただきました各常任委員会委員長への御質問等につきまして、代表して久松特別委員長のほうからお答えをいただくということでお願いをいたします。

○議会改革特別委員会委員長（久松倫生君） 特別委員長の久松でございます。

御質問いただきましたのは、項目につきましては資料23で御承知のことかと思えます。この中で、まず、江藤委員から、どのような委員会活動をしているか、1年間の会期、あるいは所管事務事項、議案の否決、修正、附帯決議、議案を出したことがあるのかというような具体的な御質問でございました。年間計画はあるのか、委員会数及び人数は妥当かという大きな①でございます。

このことにつきまして、一つではありますけれども、先生方に松阪市議会の状況ということで、資料9としてもう既に御配付させていただきました資料があらうかと思えますけれども、もう概要で大変恐縮ですけど、また御質問あれば、細かくですけれども、ただいま申し上げましたこの資料の10ページをお開きいただきますと、常任委員会というページがございます。そこでは、四つの常任委員会の名称、定数、所管事項ということが出ております。その中で、総務企画でございましたら秘書広報局、防災対策課、企画振興部、その他の所管事項ということで記載がございますので、これは、どの市でもほとんどほぼ共通するのではないかという所管事項でございますけれども、このような職務分掌はお示しをさせていただいているというふうに思います。

それから、江藤先生から出ました議案の否決、修正、附帯決議はあるのかということで、資料の24-1というのを御覧いただきたいと思えます。横長の大変細かい字で恐縮でございますけれども、これにつきまして、いわゆる否決、修正、附帯決議があるのかということでございます。これにつきまして、基本的に否決、ここも7年間ぐらいですか、1件が今期ということになりますけれども、議案の否決というものは、今、ございません。

それから、修正、附帯決議があるのかということでございますけれども、修正につきましても、修正議案を提出されたのは、令和3年5月議会に当初予算案の修正議案提案がありましたけれども、少数否決ということで原案どおり、修正案は否決をされております。ここ数年ではそれしかございません。

それから、附帯決議でございますけれども、附帯決議は3回ございました。一つは、一昨年、9月議会でコミュニティセンター条例改正案が出たときに、総務企画委員会の審議を経て、総務企画委員会全員で提案されて、附帯決議、全会一致で可決されております。

それから、令和5年当初予算の段階で、飯高の駅宿泊施設の関連予算がございました。これにつきましても、当該の文教経済委員会より附帯決議が提出されまして、これも全会一致で可決をされております。

それから本年、令和6年3月には、松阪市民病院の設置条例改正案、いわゆる指定管理を可能にするという条例案でしたけれども、この付託が、これは市民病院のあり方特別委

員会に付託をされておりましたけれども、ここでもその特別委員会から提案があって、全会一致で附帯決議、4項目、可決をされております。

以上が附帯決議の事例でございます。

議案を提出したのがあるかということでございますけれども、その議案という場合、いわゆる条例案、予算案等については、今のところございません。ただ、資料24-1に議案件名表ということがございまして、そこに意見書、あるいは請願の採択も含めて、議案件名表ということで、令和元年から令和6年まで具体的に項目を上げさせていただいております。

中に、例えば、例年、中身は毎年変わるわけですがけれども、必ずこの時期にこの決議を上げるという、そういう形での請願、あるいは意見書というのはございますけれども、特に特徴的なものだけ挙げさせていただきますと、令和元年に南勢志摩水道用水供給事業受水費、いわゆる県水、県水って、我々は言うんですけれども、県営水道からの受水費の引下げを求める意見書というのが、これが令和元年、それから、もう一つ言えば、もうついでに、せんだっての令和6年の6月議会にも、これは5年に1回ということになりますので、必ずこれは上げているというのが松阪市の一つの特徴でございます。

それから、令和2年でいきますと、議会基本条例の一部改正というのが最後にございます。これは、開かれた議会への環境整備ということで基本条例の4条の2という新しい条例をつくりました。これは、議会で私もかなり作業部会と特別委員会で論議して決めさせていただいたという内容ですけれども、こういうのがございました。

それから、かいつまんで申し上げますけれども、令和4年の上から2つ目に、飯高地域の風力発電所建設計画反対に関する意見書についてがございます。これは、3万7000人を超える市民の皆さん方の署名が集まって、かなり議会の大きな議論になった請願がありまして、それを採択しながら、反対の意見書を議会として上げたという、これが一つの議案でございます。

それから、この一番下に米印、これは請願ですけれども、加齢性難聴者の補聴器購入に対する補助を求める請願というのを採択しております。

それから、令和5年ですけれども、女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書というのを、これも請願を採択して上げさせていただいているということでございます。

それから、下から2つ目ですけど、松阪市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の特例に関する条例の制定というのは、議員の長期欠席に関わる報酬の削減等に関する条例を新たに議会として独自にこれを制定いたしました。そういうことで、条例提案です。

それから、最後に、重度障がい者自動車燃料費助成制度、これに対しては請願が出されまして、対象障害者の拡充を図る具体的な、これはもう予算措置を含めて具体化を図った

ということでございます。

それから、令和6年は、先ほど初めに申し上げました南勢志摩水道の引下げ、そして、刑法の再審法改正を求める意見書の採択ということがございました。これらが請願との関わりを持った上ですけれども、議案として提出させていただいたというものでございます。

それから、議会の年間計画でございますけれども、これは4回の定例会、私どものところは通年議会制を取っておりませんので、4回の定例会での、ここで主な常任委員会、それから決算が9月、当初予算審議が2月ということに相なりますけれども、それ以外に特別委員会が随時開かれるということと、あと、議会報告会が予算議会の後、それから決算議会の後ということで春秋に2度、それから、常任委員会、あるいは議会運営委員会等の行政視察ですけど、今、松阪のパターンの中で、ほとんどが1月にみんな一斉に実施しているというのがこれまでの状況です。今年度は、この9月議会が早く終わるので、時期が変化する可能性はありますけれども、今までは大体そういう年間計画ということでございます。

それから、委員の人数、委員会数はこれでいいのかというのは、各正副委員長からの意見が出ておりますので、これを御参照いただきたい、お読みいただきたいというふうに思っています。

今後の委員会の展望というのは、このような状況で、特に我々、こうこうこういう展望を持っているということはないかと思えます。議長と副委員長、副議長みえますけど、特に私のほうから、こうこうこうするという発言はございません。

以上でございます。

それから、2番目に小林会長から出されました御質問につきましては、資料24-2ということで、各正副委員長から御質問に対する個人的な所感という形でということでしたので、そのように各人から回答いただきましたので、それをそのまま提出させていただいたということでございます。

大変雑駁ですけど、以上でございますので、よろしくお取り計らいをお願いいたします。

○会長（小林慶太郎君） ありがとうございます。

資料の23、24-1、24-2を基に御説明をいただきました。お忙しい中、いろいろ取りまとめいただきまして、本当にありがとうございます。

おおむね議会のほうからお答えいただけるのは、もうこれで全てかなとは思いますが、もし議長、副議長、あるいは副委員長、何か補足で御説明いただくようなことがあれば、伺っておきたいと思えますが、特によろしいですか。

ありがとうございます。

○会長（小林慶太郎君） そうしましたら、議会からのお答えという、我々からのリクエストに対するお答えはいただいたということで、ただいまより事項書の1の議事のところで、

議員定数等についてという項目に入ってまいりたいと思います。

本日は、議員定数等ということで、これまで議論してまいっております議員定数だけではなくて、議員報酬及び政務活動費についても御議論をいただかなければなりませんので、あらかじめその部分もお含みおきいただいて、時間配分等、議事進行、御協力いただければというふうに思います。

ということで、まずは、議員定数について、今、久松委員長からも御報告いただきました。これらも踏まえながら、あるいは、これまでの知見等も踏まえて御意見等をいただければというふうに思いますが、江藤先生、消えてしまいましたが、ほかの委員の皆様、いかがでしょうか。まず、議員定数について御意見をいただければというふうに思います。

川上先生、いかがですか。

○委員（川上 哲君） 結論というか、自分の考えでよろしいでしょうか。

○会長（小林慶太郎君） はい。お願いします。

○委員（川上 哲君） じゃ、トップバッターということで発言させていただきますけれども、これまで2回の議論を踏まえた上での私の意見を述べさせていただきますけれども、まず、結論から申し上げて、議員定数については現行の28人のままでよろしいのではないかとこのように私は考えています。いろいろ資料も伺ったんですけれども、議員定数を積極的に減らしていくという現状で、減らしていくという根拠が見えないとか、決定的な根拠が私のほうでは見いだせなかったという判断です。

幾つか指摘をしておきますけれども、類似団体等の比較はあくまでも参考ということなんですけれども、第1回の資料の7のところ類似団体比較というのがあるんですけれども、これを見ましても、松阪市の議員定数が現状で特段多いとか、あるいは少ないということは見られないということです。

ただ、類似団体比較において、松阪市の特徴的なところがあると思うんですが、それは非常に面積が広いということです。その点もやっぱりできる限り考慮すべきであるというふうに私は考えておりますので、現状の議員の選出地域を見ますと、旧本庁管内区域が圧倒的に中心を占めているので、議員定数を削減してしまうと、本庁管内以外の区域の意見が反映しにくくなる可能性があるのではないかと、これは、資料8のほうに出ている問題です。

それから、第2回の資料15で投票率という話が出てきたんですけれども、これについても松阪市が特段低いということも見いだせませんので、松阪市の住民の方に、特別に住民の方の関心が下がっているという松阪市固有の現状ではないんじゃないかということです。

それから、財政状況についても、これは議員定数と連動させて議論させるべきではないという意見が出ていましたけれども、あくまでも参考なんですけど、資料の10というところで、松阪市の財政状況の資料を拝見しましたがけれども、松阪市の財政状況が極端に悪い

ということとは言えないということです。

それから、今日、本日頂いた資料24のところにも議員の方の意見が幾つか出ておりましたけれども、住民の多様な意見を反映するという観点からいうと、やはり委員数7、委員会数4という現体制を維持するのが適当ではないのかと。委員数については、奇数が望ましいというふうに思います。ですので、7から減らすと5ということになるんですけど、そうすると、もうかなり削減ということになるので、7から5というのは、削減の幅としては大き過ぎるというふうに思います。

結局、何が言いたいのかというと、要するに、一度削減してしまうと、議員の住民の多様な意見というのを反映させる回路が狭まってしまうという、そういう懸念が幾つか私のほうではあるので、ほかの先生方の意見はこれからお伺いできればと思うんですけども、現状の28でいいのではないかと。

ただ、議会活動という点でいうと、頂いた資料にもあったように、コロナ禍以降、議会報告会の参加人数が非常に低調であるということなので、住民との関係を深める上でも、議会報告会の開催の在り方とか、それについてはさらなる工夫が必要で、やっぱり住民に対してきちっと議会の役割というものを知らせていくという努力は、議会のほうで今後、積極的に行っていく必要があるというふうに思います。

議員定数についての意見は、私は以上です。

○会長（小林慶太郎君） ありがとうございます。

それぞれの委員同士の間でのやり取りとか、最終的な、じゃ、意見をどうまとめるかという話は、また後ほど委員の間で議論させていただくことにしまして、まずは、お一方ずつ、それぞれの御意見を伺っていきたいと思います。

つながっているときに伺っておかないと、またいつ切れるか分からないので、じゃ、次、江藤先生、お願いします。

江藤先生、聞こえていますでしょうか。議員定数について先生のお考え、現時点での落としどころとか、結論、どういうふうにしていくべきかというところの御意見を今、伺っているところですが、いかがでしょうか。江藤先生、こちらの声、聞こえていますでしょうか。

じゃ、すみません、ちょっと後回しにしまして、もし機材的な問題であれば、やり取りしていただくことにして、先に駒林先生の御意見を伺いたいと思います。

○委員（駒林良則君） かなり今、川上委員がおっしゃったので、あまり付け加えることもないのかも分かりませんが、私、前回のところでは、これは、もちろん建前論なんですけれども、松阪市議会の将来像みたいなものが語られてこそ、これからの先の定数の議論が出てくるだろうというふうに申し上げて、それについてはまだ見えないということらしくて、そこら辺の議論が聞かせていただけなかったので、建前はもちろん建前なんですけれども、そこから引き出すことはなかなか今、難しいのかなというふうに思っているのが前

回のおりということになります。

もう一つは、これも前回お話しして、今、お話もあったとおりですけれども、現在でも議員が出ていない旧町のところがあるということで、これを定数減員することによって、さらに難しくなるということで、そこはどう手当てするのかということをお伺いしたところなんです、それはともかくとして、そのところからの民意をどのように吸い上げていくのか、議員がいない中で吸い上げられる部分と吸い上げられない部分があるんじゃないかと思っていて、そこはやっぱり行政のところと違う見方で、議員の方がおられるので、そういったところがやっぱり不十分じゃないのかなということで、その辺のところが減員した場合にさらに大きくなると。

課題は、恐らくそういったところも同じように課題があるので、その課題を自治体側に全部すくい上げられるのかという、そういう意味では、議会の議員の方にやっぱり一定の役割があるから、その役割が減ったり、あるいは、全体量が減らされちゃうと、つまり議員の方の活動量が減ってしまうと、議会の力が弱くなるのかなというのはすごく気にしているところです。特に監視的な広い意味での議会のいろんな活動はあって、例えば、議案の審議においても、総量として行政側から出てくる様々な議案というのは、減りはしないだろうし、それに対して住民に対して責任を持つ議員としては、相当のチェックをしていかなきゃならないというのは変わりはないので、それが減らされることによって、言ってみれば、一人一人の負担が増えてくると、その覚悟があるのかということが見えてこないという感じがいたしました。

あとは、これも今、委員がおっしゃったように、私、意外と言ったら失礼になるのかも分かりませんが、委員長、それから副委員長の方の本音を聞かせていただくと、やっぱり今、この数がちょうどいいんだという人が結構多かったというのがあって、少なくともいけますよねということがむしろ多いのかなと思っていて、雰囲気的には何か2名減らすとか、4名減らすとかという話はあるんでしょうけれども、ただ、委員会のレベルで実際に審議をなされているお立場でいくと、結構、この数というのは、今、余って仕方がないというところはなくて、これ、よく読むと、結構、しんどそうなところもあって、これは委員会によって違うのかも分かりませんが、なので、意外と言ったら失礼なのかも知りませんが、ごめんなさい。委員長の立場から、あるいは副委員長の立場からすると、やっぱり十分な審議をしたいので、それなりの人数が必要だと。5で大丈夫じゃないかという意見もあったかもしれませんが、やっぱり7という数字もおっしゃっているということですよね。

なので、今、最初に申し上げたようなところというのは、議会の代表制的なところの観点で人数を考えていくという、そういう観点と、それから、そういう委員会とか、そういったところで実際に意思形成するので、その合議体としての議会が活動しやすいといいましようか、一番活動できるような人数でやるべきだという、そういう合議体としての妥当

な数、これ、両方とも正解は多分ないんだろけれども、過去の議論とか、今、議会の議員が実際に活動されているというところで、結構落としどころというのは、ぶっちゃけて言うと、決まってくるのかなという感じがいたします。

したがって、仮にちょっと減らすということでも大丈夫だという意見も何かありそうで、それをおっしゃる、あるいは議会としては、そのような減員でも、いろんな状況を勘案して、やっぱりちょっと減らさなければ格好つかないよねというふうに思っておられるということであれば、私はそこまで否定することはできないんですけども、ただ、その場合には、ちゃんとした説明を住民の方にしなければならぬんじゃないか。2名であっても、4名であっても、何で4名なのか、何で2名なのかということをやちゃんと説明ができる根拠が議会側にあって、これでいけるんですよという説得的なことが言えるのであればいいのかなと思っているんですけども、今の我々というか、ここの調査会では、なかなかそこまでは、私は少なくとも見いだせなかったもので、いずれにしても、こちらの調査会がどういう結論を出すにしても、議会としては議会なりの判断が必要で、これは調査会も一つの意見にすぎませんから、それを尊重していただくのは当然とは思いますが、やっぱり議会側として、それを受けて、もう一度議論をしていただくということで結論を出していただくなら、それはそれでいいのかなという感じはしています。

最後に、長くなって申し訳ないんですけど、委員会の副委員長か、委員長かのどこかの方の意見のところ、この自治協議会の意見書はやっぱり尊重すべきだというふうにおっしゃっていて、そこら辺の議会から見た私は客観的な一つの意見書だと思っているんですけども、それがもたらす議会へのインパクトというのは、実際のところ、今、どういうことなのかよく分からなくて、尊重しなきゃならないとおっしゃっているのは、本当の意味でそうなんだとおっしゃっているのか、これ、よく分からなくて、何が言いたいかというと、中身的に20に減らしてくれということは、ある程度、やっぱり真剣に受け止めなければならないというふうに考えておられるのが松阪市議会全体の話なのか、ここの意見書の真意というのがどこにあるのか、私も分かりにくいんですけども、そこでは議員は減らすのではなくて、もっと住民と関係性を密にしてほしいと、そのようなことがベースにあって、やや何か刺激的に減らすという提案をされているのか、そこは私の能力不足で読み取れなかったんですけども、真意がどっちにあるのかなと思って、したがって、議会としては、建前としてそういうところから出てきた以上、一応ちゃんと受け止めるという、そこで止まるのか、いやいや、やっぱりこれ、中身が結構、重要な提案があるので、これは、その中身によりけり受け止めていくと、そういうふうにお考えになっての、そこは回答からは見えにくかったんですけども、案外、そちらのことを重要視して、ほかの委員会の委員長、副委員長以外の方は、そのようなお立場なのかも分からなくて、この回答を見て、これが全部、議会を代表しているというわけではないのだと思うんですけども、とにかく、委員長、副委員長がそうおっしゃっているので、ここの合議体的なところ

ろでは、7名というのを尊重すべきというふうにおっしゃっていることが何か多いように思いました。

要するに、もっとぶっちゃけて言うと、住民自治協議会連合会が、例えば、もっと議員を増やせと、住民と密接に議会があれするんだから、したのなら、もう議会の議員はもっといっぱい増やして、旧何とか町のところでも議員が出せるようにしろと言われるのであれば、じゃ、それも受けるのかということなので、そこら辺のところは、それはむちゃな話だと私も思いますけれども、その自治協議会の受け止めに議員の方々がどのように考えているのか分からないので、こちらはそのように、私はそのように受け止めて、一つの意見として捉えたいというふうな考えをしているということでもあります。

ということで、現状でもそれほどおかしくないんじゃないかなというふうに議員の方がおっしゃっていますし、特に、今、急に減らしていかなきゃならないというような財政的な状況というものも見当たらないので、ここはややあれですけども、絶対現状がいいと言っているわけでもないんですが、そのところは、やや幅を持った形で、答申として、これ、どうされるか、もちろん会長にお任せしますけれども、ちょっと幅を持たせて出したっていいんじゃないのかなという感じもいたしました。

言い過ぎたかもしれませんけれども、以上です。

○会長（小林慶太郎君） ありがとうございます。

江藤先生の御意見をいただきたいと思いますが、聞こえていますでしょうか。

○委員（江藤俊昭君） はい、聞こえます。今は入りました。

○会長（小林慶太郎君） 今、川上委員と駒林委員から、それぞれ議員定数の在り方について、結論としてどういうふうにしていくのがいいかというお考えをお話しいただいたんですが、続いて、江藤先生からも議員定数について、現段階での先生としての結論、どうしたいかというところの御意見を伺えればと思いますが、いかがでしょうか。

○委員（江藤俊昭君） 結論から言うと、よく分からないというのが正直なところですが。結論だけ言うと、分かりません。というのは、その前にすみません、オンラインで参加させていただきますけれども、次回と次は、最後は出ようというふうに思っています。

それから、質問に答えていただいて、すごく感謝をしています。特に定数の問題について、具体的な名前を出して回答してくださるというのは、通常、この段階でというのは、ほとんどないんですけど、ここの議会はしっかりとそういうものを言うてくださる議会なんだなというふうに改めて思いました。

ただ、これをもって住民の方々も議員はこういうような発想だという低いレベルというか、議論ではなくて、これを踏まえて、しっかりと議会の在り方というのを考えるときの素材にしていきたい回答かなというふうに思っています。

それで、定数についてというのは、今、お話をしましたように、私は答えを持っているわけではなくて、定数というのは、議会が何もやらなければ、多かろうと少なかろうと、

どうでもいいやというふうに思っているんですが、今回は、私たちは、特に前回は駒林委員が言われたように、住民のための議会をつくるためにはどうしたらいいかという問題設定だと思っただけですね。だから、そのために委員会の活動などのデータを出していただいたり、それで、実際上の運営のところの定数というのはどのくらいかというのを探ったということなんですが、ただ、それは恐らく周辺領域の話だと思っただけですよ。だから、松阪、こちらの市議会がどんな議会像を目指しているのかというようなことが明確ではないと、なかなかこういうような定数については、私から何人がいいんですよなんていう話はできないなという気はしております。

それで、ただ、そうは言っても、私は理想とするような議論からすると、委員会主義を取っていて、これだけの一般財政の規模があれば、今の現状というのは、ある意味、妥当ではないだろうかというような推測はついてるんですね。さらに、今後の在り方として、どういう議会像かどうかというのがなかなか分からないものですから、一応、括弧で、現状のところというのがうまく落ち着くのではないですかというふうに思っています。

ただ、今回は住民自治協議会連合会のほうから提案があったということで、それに即しながら議論をしていかなきゃいけないんですけども、この議論からすると、定数だけではなくて、議会報告会、要するに、議会改革の在り方を問うているんだと思っただけですね。そのときの定数というのが、投票率、あるいは得票率の観点からの定数ということなんです。そうしますと、私たちが今、「私たちが」と主語を「私たち」にしていいかどうか分からないんですが、議会力をアップさせる、住民のために頑張るんだというような議会力アップのための定数の議論と、この住民自治協議会の連合会が出された得票数の議論とはかなり違いが、要因としては違いがあるんですね。ここも含めて今回の提言については議論していかなきゃいけないことだろうというふうに思っています。

恐らく投票率や得票数というのは、やはりすごく確かに大事なものですけれども、これは、それを定数で議論する話では私はないと思っているんですね。だから、私たちもそれについては提案を受け止めて、どういうような定数の議論が必要なのか、どういう要素が必要なのかというのは提示したほうがいいんだろうというふうに思っています。

そのような意味で、私は、議会力アップのためには、委員会主義を取っていれば、委員会数の確定と、1 常任委員会当たり、少なくとも7人ぐらいは必要なのではないかなというふうなことは思っていますけれども、松阪市議会がどのような議会の在り方を問うかというところ、こここのところがよっぽど根本的な話ではないんですかというふうに思っています。

ついでに言うと、今、私たちがここで議論する話と、住民自治協議会連合会から出されたことを契機にして、こういうものができてきていることからすれば、そういう人たちとの意見交換なんかも本来必要だし、今回は、これは私たちがやる話ではないかもしれませんが、議会として取り扱わなきゃいけないかもしれないんですが、同時に、住民自治協議会

連合会だけではなくて、様々な団体との意見交換会というの必要なことかもしれないなということをついでにお話しして、私の定数についての見解、結論で言いたいことは、よく分からないというのが正直なところだということです。議会の在り方を問わなければいけないんじゃないですかというふうに思っています。

以上です。

○会長（小林慶太郎君） ありがとうございます。

議会の在り方とか、目指す議会像、将来像みたいなところから考えたいという御意見は、御意見として承りましたが、現時点で我々のほうから議会のほうに御質問させていただいて、お答えいただいたのが今日までのところで、既に今日を含めて3回、いろんな質問をさせていただいてお答えいただいていますので、お答えいただいた中から、我々としては一定の結論を出していかなければいけないのかなというふうに考えるところでございます。

では、今、お三方の御意見を伺いましたので、私も一委員として自分の意見も述べさせていただきます。

5点のことを申し上げたいと思います。

まず、1点目です。

これまでも、この調査会では、いかにして市民の皆さん、住民の方々の声を反映させていくことができる、そういった議会であり続けられるだろうかということを経験してきました。そういった市民の声、住民の声の反映というところからすると、住民自治協議会連合会さんから頂いている松阪市議会の在り方に関する意見書というものも、これも市民、多くの市民の声を集約した意見書ということになるでしょうから、これは一定の重みがあるだろうと思っております。市民の声を反映した議会の在り方を議論しておきながら、この多くの市民の声を集約したであろう意見書の存在を無視する、あるいは、そこに書かれている内容を受け止めないということでは、違うのかなというふうに思いますので、私としては、ここの意見書でも提案されているような定数の一定数の削減ということは、避けて通れないのかなというふうに思っているところでございます。これが1点目です。

2点目としまして、では、一体、どれぐらいの数にしていくのが望ましいんだろうかと、市議会というのが代議制の組織として、住民の意見を代表する組織として、一体、じゃ、どれぐらいの人数がいればいいんだろうかというふうに考えたときに、代表制というところに着目しますと、住民何人に1人の議員がいらっしゃるのがいいんだろうかということをお考えしました。

これ、もちろん地域によって全然違いがあるわけで、正解というのはないわけですが、過去において、松阪市議会ではどういう判断をされてきたかなというところを顧みても、平成24年、2012年のときに議論いただいて、2013年、平成25年の議会選挙から28人に削減されている。この28人になったときに、当時、平成24年、その判断をされたときの松阪市の推計人口が16万7095人、ちょっとピークを越えた

あたりでしたけれども、ここにおいて、住民何人当たりということであると、住民5968人に1人、およそ6000人に1人の議員を選出するというのを当時、答えとして得られました。6000人に1人ぐらいの議員がおれば、機能するだろうというのが当時の御判断だったのかなというふうに思います。

さあ、そう考えていきますと、現在、令和6年、2024年、この9月の推計人口が15万3301人でありますので、今の定数だと5475人に1人、もう大分減ってきているわけであります。じゃ、そこでどうすればいいだろうかということ、これ、住民自治協議会連合会の提案である20人ということになると、いきなりこれで20にすると、7665人に1人になって、これは急に性質が変わり過ぎるんじゃないかなと。おおむね6000人に1人ということであると、24人であれば、6388人に1人というのがこの9月の推計人口でありますので、それぐらいだったらばいけるのかなと。何人に1人という考え方からするとということであります。

ちなみに、前回、第2回の調査会のときには、議長から、今回決めたらば、おおむね3期12年ぐらいは定数のことをあまり考えずに議会活動に集中していけるような、こんな答申が欲しいという御意見もいただいたかなと思いますが、そこで考えると、おおむね12年後、正確に12年というのはないんですが、社会保障・人口問題研究所の推計によると、令和17年、2035年、今年から11年後ですけれども、の松阪市の推計人口が13万8350人になる。このときにもし定数24であれば、5765人に1人ということで、おおむね12年後で、11年後であっても、おおむね6000人に1人というところは維持できるんですね。ということであると、3期ぐらいは、ここで24にしておけば、従前から踏襲されている6000人に1人ぐらいの代表というところはいけるのかな。これが住民何人に1人ということの考え方でいったところの定数というのが私の意見です。

そして、3つ目です。

同じく代表制ということからすると、議会というのは、選挙で議員さん方、選ばれてくるわけですから、当然そこに競争がないといけない。マーケットとは違いますけれども、やっぱり一定の競争が確保されて初めて住民の代表としての正当性が担保された議員というのが出てこられるんだらうというふうに考えられます。

この競争性ということでは、過去3回、定数28に対して、32人の方が立候補されて、1.14倍で推移されてきているんですね。ただ、もう少し遡って合併前まで見てみますと、旧市の時代でいうと、旧市の最後、平成15年の選挙は1.11倍でした。さらに、平成3年は無投票でした。こうなってきますと、やはりそこで選ばれた議員というのは、果たして本当に住民の代表としての正当性を確保し得るのだからかということ、私は逆に疑問に思います。

ということであると、今、世の中、議員の成り手が少なくなってきていると、こういうふうに言われている中で、議員定数は、やっぱり一定数下げたほうが、減らしたほうが、

そこに競争が存在し得る余地が出てくるだろうと、そのほうがむしろ健全な民主主義につながってくるのではないかなというふうに考えまして、そういう観点からも、このところ、ほぼ1.1倍ちょいぐらいで推移してきているので、もう少し競争率を高めるためにも定数は減らしてもいいのではないかなというふうに考えました。

次、4番目ですけれども、同じような話ですけれども、最下位当選をされた方の得票率というところに注目してみました。

多様な意見を議会が反映すべきであるというのは言うまでもないことであります。いろんな意見の方が議員として当選されてきて、そこで様々な観点から意見を言っていたくというのが健全な在り方であろうと思いますが、ただ、やみくもに多様な様々な意見を入れればいいということにもならないだろうというふうに思います。

他市の事例でありますけれども、いわゆる迷惑系ユーチューバーのような方が当選してきてしまって、結局、居住実態がないとか、あるいは、何か事件を起こすとかといったことで議員をお辞めになってしまうというようなこともありました。あるいは、国政選挙においても、そういう迷惑系ユーチューバーみたいな方が少数政党から当選して、一回も議会の場に出てこないというような事例もありました。

やっぱりしっかり議員としての資質を持った方が代表として出てきてもらうためには、当選ラインというのがあまりに低過ぎるとするのも逆に問題がある、そういった議員としての資質が疑われるような人が出てきてしまうということにつながりかねないなという懸念を最近、私は持っております。

例えば、ドイツなんかを見ますと、比例代表制で民意をくまなく丁寧に酌み上げましようという姿勢を取りながらも、5%未満の得票しか得られなかった政党は代表が出せない、こういった仕組みを取っていたりします。5%とは言わないですけれども、やっぱり一定のところをラインを引いて、それよりも少ない意見というのは、申し訳ないけれども、それは全市民の代表として議会に出てきていただくにはふさわしくないというようなこともあり得るのかなと。

そう考えたときに、これまでの過去の最下位当選者の方の得票率を見てみると、おおむね2%程度で推移してきているんですね。平成29年、前々回のときは、最下位の方は1016票ですので、1.6%にすぎないです。そう考えると、やっぱりもう少しハードルを高くして、少なくとも2%はきちっと確保できるぐらいにしていくなめには、若干定数を減らすのもやむを得ないのではないかなと、こんなふうにも考えたところでございます。

最後、しっかり議会としての議論を確保していただくという意味で、多くの委員の方、おっしゃっていただきました委員会制の話が5番目の話ですけれども、この委員会の数及びそれぞれの委員会の人数という観点から申し上げますと、これ、これも絶対の正解はないだろうなというふうには思っております。それこそ同規模の市であっても、常任委員会三つでやっているところもございまして、逆に、もうちょっと多いところもあるというところ

ろです。ただ、今、現状でいうと、松阪市議会、比較的活発に委員会審議も行っていただいているようにお見受けしますので、委員会数を減らすというのは、もしかすると減らしにくい状況にはあるのかなというふうには思いました。

そう考えたときに、じゃ、委員会の人数はどうだろうと。これも各常任委員会の正副委員長、個人的な所感ということで御意見を伺いました。いろんな考え方がありました。やっぱり7人がいいとか、6人だったら何とかいけそうとか、いや、5人でもいけないことはないだろうとか、いや、厳しいとか、いろんな御意見があって、これはまとまった御意見というのはなかなかないだろうとは思いましたが、6人であれば、何とかいけなくもないのかなというのが間のところの意見かなというふうに感じました。

議会の中で、委員会に各議員、所属されて、これもいろんな考え方があるということも伺いました。前回伺ったところでいうと、ずっと同じ委員会に所属し続けていて、そこでスペシャリティーを磨いていかれる委員もおられる、スペシャリストとしての道を歩まれる委員もおられる。一方で、毎年毎年、その所属される委員会を変わること、今、例えば、四つ常任委員会があると、任期4年の間に全委員会を1回ずつ経験すると、そういうことで幅広く市政を俯瞰できるジェネラリストとしての道を歩んでいかれる委員もおられると、こういうふうにご伺いました。その両方の方がいて、十分に議論が回っていくということからすると、さすがにやはり5では厳しいのかなというところも感じましたので、6人の委員で6、4、24というところが妥当なところかなというふうには私としては考えたところではあります。

なお、付け加えて言うならば、24というのは、非常に割りやすい数字でありますので、現状では、6、4、24で、4委員会6人ずつというところかなとは思いますが、今後の議会のそれこそ望ましい在り方等を検討していく中で、いや、3委員会で、その代わり、一つの委員会、人数多くてやっていたほうがいいじゃないかというようなことを議会のほうで皆さんの意見が集約されるようであれば、8人ずつ、3委員会にもシフトし得るところでも、24という数字はいじりやすい数字なのかなというふうにも感じているところがございます。

以上、5点申し上げましたが、以上の点から、私としては、この際、4人減の24としてはどうだろうかという意見を持っているというところがございます。すみません、ここまでは会長としてではなくて、委員としての私見でございました。ありがとうございます。

ここからは今度、会長としての発言ですけれども、今、一通り、皆さんの御意見を伺ったところであります。ざっくり言うと、川上委員、駒林委員は現状維持、28、江藤委員はよく分からん、私が24と、こういうことを申し上げました。先ほど今日、冒頭でも申し上げましたように、一定の方向性、結論を得て、それに従って意見書の文案を考えていかなければいけないというのが今日の役割でございます。

始まってちょうど1時間ぐらいたったわけですけれども、さあ、じゃ、どういうふう

取りまとめていきたいと思いますかというところです。単純に多数決だと、それこそ、今、偶数の委員ですけれども、お二方が現状維持と、1人、よく分からないというのは棄権なのかなというか、多数決だとすると、そういうことになって、現状維持ということになるわけですが、単純に多数決をするのがこの種の調査会としてよいかどうかというのも疑問のあるところですので、今のところを踏まえまして、お互いに委員間でもう少し他の委員の意見に対する意見、質問等あれば、していただいた上で、じゃ、この辺が落としどころかなというのを見つけられればなと思うんですけれども、いかがでしょうか。

お願いします。

○委員（川上 哲君） 意見書の取扱いなんですけれども、議員定数、本委員会としては何人というふうの一つに決めなければいけないのか、それとも、先ほど駒林先生がおっしゃったように、幅を持たせた答申というのもあり得るのか、その辺りはいかがなんでしょうか。

○会長（小林慶太郎君） 求められているのは、恐らくぼちっとした数字を示してほしいということだったかなと思いますが。

○委員（駒林良則君） いや、そこら辺はどうでしょう。会長がそのようにおっしゃっているので、削減をするというようなことは、消極的には私は認めざるを得ないのかなと思っているんですけれども、ただ、やっぱり今でも十分削減した場合のデメリットも当然あるので、機械的にはなかなか難しいので、今、おっしゃったように、何か両論併記的に出すということは難しいんでしょうかね、ぼしっと。そういう感じはしますけど、個人的には。

○会長（小林慶太郎君） これはどうでしょうか。もちろん両論併記が我々調査会としては楽といえば、楽ですけれども、それだと役割を果たしていると言えるのかどうかというところもあろうかなと思います。もちろん、この間、ずっとオブザーバーとして御出席もいただいていますので、どんな議論があったかということについては十分に御理解もいただいていると思いますし、毎回、この会議の会議録も作っていただいていますので、お越しになっていない方々も含めて、ユーチューブで御覧になっているかもしれないですけれども、そこを見ていただければ、我々の中でどんな意見があったと、必ずしも各委員の意見というのが一致しているわけでもないけれども、調査会としてはこういう意見になったよという形では受け止めていただけるのかなと。そういう意味では、一定の結論は出すけれども、それとは異なる意見もあったよというところは十分に伝わるのかなというふうには思っているところでございます。ということで、できれば一つにまとめたいと思っております。恐らくそれを求められているかと思えます。

とすると、どうするかということですけど、聞こえているか。どうですか。それぞれの委員の今、表明していただいた意見に対する質問とか反論とかがあれば、まずそれを出していただいたほうが成案が得やすいのかなとは思っていますが、いかがでしょうか。

どうぞお願いします。

○委員（川上 哲君） 先ほど小林先生がおっしゃったように、議員1人当たりの人口、6000人が適当ではないかというふうにおっしゃったんですけれども、6000人の根拠といたしますか、それは何か先生のお考えがあったら教えていただきたいと思うんですけれど。

○会長（小林慶太郎君） 私は、これは、先ほども申し上げた、あまり答えが明確にばちっとあるわけではもちろんないというところではありますが、以前の松阪市議会での判断がおおむね6000人に1人というところで、そういうふうに明示されていたわけではないんですけれども、28人に決めたときの当時の人口で考えるとそうなので、それぐらいの人数で、6000人に1人であれば、十分な代表制を担保できるという判断があって、そういう定数を決められたのであろうと。じゃ、当時、そういう決め方をされたのであれば、6000人に1人で足りるのではないかなという、必ずしも明確な根拠ではないですけれども、そういうふうな過去をひもといた上で、先を見据えて6000かな、6000に1人かなと、じゃ、24人かなと、こういう結論を得たということでもあります。

じゃ、逆に、私のほうから先生方に伺いたいんですけれども、現状維持で行った場合に、あと何年かすると、先ほど申し上げた11年後になりますと、松阪市の人口も14万人を割ってくると。そうなってくると、28人の議員のまんまだと、4941人に1人というようなことになってきて、かなり少人数の代表という形になっていってしまうというふうに思います。

今、28人、現状維持した場合、今後、2期、3期、このまんまの定数でやっていけるというふうにお考え、それが妥当だというふうにお考えかどうかというところを伺いたいと思います。

○委員（駒林良則君） 妥当かどうか、私なんて、到底そんなこと、なかなか言えないんですけれども、横道それていいですか。

この前、何かメールを個人的にもらった議会の人某市を見ていると、めちゃくちゃ人口が減っているのかも分からないんですけど、2万5000くらいかな、の市で、ある意味、18人もいるんですよ。

だから、何が言いたいかというところ、そこは僕、あまり人口規模で云々というのは、一つの目安として大事なんですけれども、それも何か絶対値はないですよ。なので、そこはどうなのかなと思っています。2万数千人で、この松阪の比率でいくと、もっともっと減らしちゃって、もう議会として成り立たなくなっちゃうというのはもちろんおかしいので、何か最小限の人数というのは、どうしても必要な感じはあるんでしょうね。

これ、江藤先生に何かお伺いできるんですか。どんな自治体であっても、議長と副議長と何人で、最低は何人やったかな、7人は絶対必要だよという、そこは法的に決まっているかも分からないけれども、それ以上の何か合理的な数字というのは、江藤先生、ここ

は割っちゃいけないという議員の数って、あるんですかね。

○委員（江藤俊昭君） 最低の人数ですか。

○委員（駒林良則君） はい。

○委員（江藤俊昭君） 最低は3人という通常……。

○委員（駒林良則君） ああ、3人。

○委員（江藤俊昭君） 署名人とかを入れたら、3人ぐらいですよという義務はないわけじゃないですけど、さすがにそういうわけにいかないですもんね。

今、駒林先生の話だけよく聞こえるんですけど、人口によって分けているの？ 分ける議論が今、出ているんですか。駒林先生の話だけはよく聞こえるんですけど、ほかの今の議論からすると、人数によって定数を決めるという話になっているの？

これ、事務局に聞いたほうがいいんだろうと思うんだけど、あれのとき、何人だったというのが出ているでしょう、自治法のとときの法定数の議論で。

○会長（小林慶太郎君） 今、議論をしているのは、別に人口で定数がどうこうということでは必ずしもないですが、私が2番目の根拠として、以前、定数を削減したときに、住民何人に1人の議員だったんだらうかという数字を申し上げて、その当時の何人に1人というのに準拠すれば、今回、6000人に1人でもありだよということを上申したことに對して、川上委員からその根拠を問われる御質問があったので、少しそこに今、焦点が当たっていたというだけで、必ずしも……。

○委員（江藤俊昭君） 人口によってって、いつの段階の人口ですかね。自治法上の10万人以上の……。

○会長（小林慶太郎君） いや、そういう話は……。

○委員（江藤俊昭君） 5000万から15万の間は36人だと思うんですけど。

○会長（小林慶太郎君） そういう話はしていません。旧自治法の話は一切しておりません。

○委員（江藤俊昭君） していない。

○会長（小林慶太郎君） していないです。

○委員（江藤俊昭君） ごめんなさい、だから人口というときに何を根拠に人口と出しているかですよ。

○会長（小林慶太郎君） 松阪市の人口です。松阪市の人口、その推移。

○委員（江藤俊昭君） ちょっとごめんなさい、私、全然聞こえていないから、とんちんかな話をしますけど、人口のときには、自治法上のところは10万人だったら36人ですよ。今の話の二十何人というのはどこの話をしているんですか。

○会長（小林慶太郎君） 違います。だから自治法の話はしていません。

○委員（江藤俊昭君） 人口というと、通常は私たちは自治法の話から入るんですよ。

○会長（小林慶太郎君） いや、だからその話じゃなくて……。

○委員（江藤俊昭君）　じゃなくてというのは、何の話をしているの。

○会長（小林慶太郎君）　だから、今、説明をします。

　以前、30から28に定数を減らした当時の人口、分かりますか。

○委員（江藤俊昭君）　分かった。そのときの根拠というのは、何を使った根拠なんですか。

○会長（小林慶太郎君）　そのときに何が根拠だったかは分かりませんが、30から28に定数を減らしたときに、人口おおむね6000人で議員1人という数だった。だから…

…。

○委員（江藤俊昭君）　分かった、分かった。そのときの根拠は何なのと聞いているの。

○会長（小林慶太郎君）　いや、だから根拠は分からないと言っています。当時の根拠までは分からない。ただ、当時、おおむね6000人に1人だった。なので……。

○委員（江藤俊昭君）　それに基づきたいという議論の展開の仕方ですか。

○会長（小林慶太郎君）　だから、そういう説明もあり得るよねということの一つ申し上げた。

○委員（江藤俊昭君）　だからまずは根拠が分からないですよ。

　それから、もう一つは、今の議会の役割というのは大きく変わっていますよね。だからそれを、昔の根拠がそうだからという、根拠もないのに昔に戻りましょうというのは、私は分からない。

○会長（小林慶太郎君）　いや、だから当時……。

○委員（江藤俊昭君）　どんな論理に成り立っているか分からない。

○会長（小林慶太郎君）　いや、だから……。

○委員（江藤俊昭君）　ごめんなさい、私、断片的に聞いているだけだから、間違っていたらごめんなさい。

○会長（小林慶太郎君）　いや、間違いじゃないですけども、伝わってないのだなと思っ

ているんですが。

○委員（江藤俊昭君）　うん？

○会長（小林慶太郎君）　伝わってなさそうなんですけど、当時、6000人に1人の議員にして、その後、その28人という定数で何年もやってきているわけですよ。だから、当時の松阪市議会としては、この人数でいけるという判断をされたであろう。であれば、今回も同じぐらいの6000人に1人という判断をし得るのではないかということをお願いしたまでです。だから、そこで議会の役割が変わっているだとか……。

○委員（江藤俊昭君）　変わっているんじゃないの？

○会長（小林慶太郎君）　当時と今とは背景が違うだとか、そういうことは申し上げてはいません。

○委員（江藤俊昭君）　話してはいないということね。

○会長（小林慶太郎君） はい。

○委員（江藤俊昭君） ただ、そういうような経過をすれば、そういう今の話、6000に何とかあるんでしょうという、そんな話をしていたということ？

○会長（小林慶太郎君） 一つの理由です。私、全部で五つの理由を申し上げましたが…

○委員（江藤俊昭君） どうぞやってください。

○会長（小林慶太郎君） その中の一つです。

○委員（江藤俊昭君） どうぞ。

○会長（小林慶太郎君） はい。

いや、だからそれぞれ今、皆さん、現状維持なのか、定数削減なのか、御意見を出していただいて、それはなぜそうお考えになるのかということもおっしゃっていただきましたので、それに対して、それぞれが質問をして、意見交換をして、落としどころを見つけましょうという今、パーツです。

江藤先生は、残念ながら何人がいいというところをお示ししてくださっていないので、江藤先生に対する質問というのは特にはないんですけども、この会議としては何人という数字を最終的にはお示しすることが求められているので、じゃ、現状維持28なのか、私が意見として述べた24なのか、どうしましょうねというところを今から議論していくと、こういうところですか。聞こえていますでしょうか。

○委員（江藤俊昭君） ごめん、聞こえない。

断片的に分かりますから、時間もないので進めてください、私、無視して。

○会長（小林慶太郎君） じゃ、おっしゃるとおりお時間もありませんので、進めたいんですが、とはいえ、今、だから意見が割れているところでございまして、どうしようかというところですか。

今、人口何人に1人というところは、一通り今、御意見があって、あまり根拠がないんじゃないのという話もありましたが、それ以外のところでの質問等があれば、これもいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○委員（江藤俊昭君） 駒林先生、私、今、前の調査会の際の結論というのは、現状維持でしたよね、たしか。

○委員（駒林良則君） 28？

○委員（江藤俊昭君） 28の現状維持ですよ、前のとき。

○委員（駒林良則君） はいはいはい。

○委員（江藤俊昭君） 私、前のとき読んでいたんですけど、今、探しているんですけど、根拠、何でしたっけ、現状維持の根拠。

○委員（駒林良則君） 結局、最終的には……。

○委員（江藤俊昭君） うん？

- 委員（駒林良則君） ごめんなさい、4掛ける7が妥当じゃないかという、そっちのほうで。
- 委員（江藤俊昭君） えっ？
- 委員（駒林良則君） 委員会の数、4でしょう？
- 委員（江藤俊昭君） うん。
- 委員（駒林良則君） それに議論する数として7、要するに、現状28なので、4掛ける7というのはちょうどいい数じゃないかという、そういうことも大きな理由じゃなかったですかね。
- 委員（江藤俊昭君） なるほど。私、それ今探していて、さっきまであったんですけど、今、見つからなくて、そのときに、今の話だと、人口の話は出ていました？ 人口の話は。
- 委員（駒林良則君） 何人に1人というやつ？
- 委員（江藤俊昭君） そうそうそう。
- 委員（駒林良則君） そこは議論しなかったんじゃないか……、したかな。もうそこまで覚えていませんけどね。
- 委員（江藤俊昭君） ごめんなさい、さっきから探しているんだけど、見当たらなくて。ごめんなさい。申し訳ないです。
- 委員（駒林良則君） 議論したかどうかもう忘れちゃった。
〔「前回しています」と呼ぶ者あり〕
- 委員（駒林良則君） しています？ しているんですって、ごめんなさいね。
〔「それは、第何回のとときやろうね」と呼ぶ者あり〕
- 会長（小林慶太郎君） どうぞ。
- 委員（川上 哲君） 今の人口の議論は、前回の意見書の3ページ、検討内容の最初のところです。議員1人当たり5966人は、おおむね平均的な議員定数であると言えるということで、一応、根拠の一つとしては検討はされています。
- 委員（江藤俊昭君） すみません、出てきました。あった。申し訳ない。
- 会長（小林慶太郎君） 前回の今、ちょうど開いていただいていますから、見ると、前回の平成28年でしたかのかのときの意見書では、抽出した49自治体の平均は、議員1人当たりの人口6275、松阪市の当時の値が5966、おおむね平均的で妥当であるということでございました。その頃に比べると、今、議員1人当たりの人口5597なので、それはもしかするとちょっと少なくなっているんじゃないのということを私は申し上げただけですが、必ずしも人口が決定的な根拠にはならないということであれば、それはそれとして、ほかの論点についても議論いただいた上で、結論を得たいと思いますが、いかがでしょうか。何か人口のことに非常にこだわっておられるようですけれども、そこだけではないと思います、論点は。それ以外の論点についても御意見をいただければと思います。

○委員（江藤俊昭君） すみません、断片的な話しか聞こえなくて、とんちんかんなことをまた言ってしまうかもしれない。恐らく人口を拠点にしていたというのは、先ほど言った地方自治法の議論というのは大体人口で、そして今は御存じのように、人口の縛りをなくしているんですね。当時の住民の声を聞くということは、人口で地区代表だとか、何とかだという議論からすれば、人口規模というのは妥当かもしれないんですけど、今、むしろ議会とか、政治の在り方からすると、多様性の議論が出ているんですね。そうすると、人口の中に多様性の議論が入るかどうかがというのがすごく大事な論点になってくると思いますので、人口だけではなくて、その中に含み込む何か外枠に議論するのかというところで、恐らく人口だけではないような多様性の議論、私たちは恐らく今の、先ほどの委員会と同じように、議会力はアップしているから、住民代表だと同時に多様性の議論を含み込んだものとして討議できる人数、委員会として活動できる人数と、こういう打ち出し方をしていると思うんですね。恐らく人口をやめたというのは、確かに規制緩和の議論があると思うんですけども、それだけではなくて、多様性の議論というのを強調していく議論ってありますので、そのこのところを議論の俎上に入れながら、ぜひ議論していただきたいなというふうに思っています。

○会長（小林慶太郎君） ありがとうございます。

そういう観点から、まさに多様性ということで、とはいえ、じゃ、やみくもに多様でいいのかというところで、最下位当選者の投票率という話もありましたし、あと、倍率の話もありました。立候補者数が少なくなると、要するに、議員の成り手が少なくなると、しっかりした倍率が確保できなくて、それは代表制民主主義として妥当なんだろうかという論点もお示ししたわけですけども、じゃ、それに対して江藤先生はどのようにお考えかも伺いたいなと思っております。

○委員（江藤俊昭君） ごめんなさい、意味が分からないんですけど、もう一度言っただけですかね。

○会長（小林慶太郎君） まず……、無視しろと言ったり、意見を求められたり……。

○委員（江藤俊昭君） 競争率とか、投票率というのは、松阪市だけの問題ではなくて、特に首長なんかの議論だってありますよね。

○会長（小林慶太郎君） もちろんありますが、今、ここで……。

○委員（江藤俊昭君） だからそういう何かというのを念頭に置いた上で、どういう意図で発言されているのかというのもよく分からないところがあるので、その辺も加味しながら問題提起していただければ、分かりやすくなるかなと思っっているんですけど。

○会長（小林慶太郎君） 今、ここで議論しているのは、首長の話ではなくて、議会の話なわけですけども、議会の、まず、倍率でいうと、松阪市議会の倍率、市議会議員の補欠じゃない、普通の選挙のときの倍率は、過去3回、28人の定員に対して32人の方が立候補されているので、1.14倍で推移してきているということです。

ただ、合併前の旧市の最後、平成15年のときは1.11倍でしたし、平成3年のときは無投票でした。このような1.1倍程度とか、あるいは無投票といった場合に、果たして選挙で選ばれた代表としての正当性というのが十分に担保できるのだろうかということの一つ論点として申し上げたということです。

それから、もう一つ、最下位当選者の得票率というところでは、これも繰り返しになりますが、他市の事例でいうと、非常に得票率の低いところで、いわゆる迷惑系ユーチューバーのような方が当選されはしたものの、その後、居住実態がないとか、あるいは、何か刑事事件を起こすとかといったことで、結局、議席を失われるというようなことも起きたりしているということで、あまり得票率が低くて当選できてしまう、ハードルを下げ過ぎてしまうと、多様な意見とは言いながら、議員としての資質が疑われるような、そんな方も当選してしまいかねないということもあって、一定の得票率はむしろ必要なのではないだろうか、こういう問題提起もさせていただいたところであります。

以上です。

○委員（江藤俊昭君） えっ、それは会長の御意見ということ？

○会長（小林慶太郎君） 個人的な意見として先ほど申し上げたところです。

○委員（江藤俊昭君） そうですか。分かりました。

そういう問題意識を持たれること、すごく分かるんですけども、確かに競争率が多いほうがいいんですけど、実際上は、今の議員の成り手不足だとかというのは、ほとんど選挙がないとか、競争率からいうと、よっぽど報酬が高いとか何かのときは1.数倍があるんですけど、通常は1.2ぐらいで推移しているんですね。だからそれを問題とするというのは、すごく私は、今の会長の問題提起というのは大事だというふうに思っています。

同時に、得票数が少ない人を合格させる、当選させるかどうか、これ、確かにそうなんです。じゃ、そこを切ったら、いい質の人が出てくるかというのは、また別問題だというふうに思っていますので、そういう問題意識を持つことはすごく大事で、投票率を上昇させましょうとか、競争率を上昇させましょう、これはすごく大事なことなんです。それと定数とが直結するとは全く思っていないので、今の会長の問題意識は分かりますが、それを定数の議論と直結させるのは、私は違うのではないですかというふうに思っております。

○会長（小林慶太郎君） すみません、私は、逆に今、何で直結しないのかが分からなかったですけども、ほかの方の御意見も伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。

結局、江藤先生、無視していいとおっしゃりつつ、江藤先生とのやり取りに終始していますので、ほかの委員の御意見も伺いたいところです。

どうぞ。

○委員（川上 哲君） 今、競争率の話と違うんですけども、議会の在り方とか、議会

力という話も出ていましたけれども、その観点から議員定数をどうするかという問題でいうと、常任委員会の数と、その委員の数というのがかなり重要になってくるんじゃないかと。

会長が先ほどおっしゃられた最後の論点ですけれども、委員会4に対して委員数6というのが会長は望ましいということなんですけれども、数値をどうしても議員定数はこれだというのを決めなきゃいけないということもありますので、競争率とか、住民1人当たりというのも一つの根拠にはなるかと思うんですけれども、実際に議会で働いていらっしゃる議員の方の意見も今日の資料では出ていますので、その点もかなり重要だというふうに思いますので、委員会の数と委員数というのがかなり根拠として有力になるのではないかと、いうふうに現段階では思うんですけれども、その点を考慮して、何らかの結論を下すという方向に持っていったらどうでしょうかというのが私の意見です。

○会長（小林慶太郎君） ありがとうございます。今回、正副委員長様方から個人的な所感としていただいた回答を拝見すると、現状7人が多いとも思わないと、これでも別にちょうどいいんじゃないのという意見が多いよと、そこは尊重したらどうだと、こういう御意見ですね。ありがとうございます。

○委員（駒林良則君） 私も、これ、なかなか難しいんだと思いますけど、これ、だから、どれぐらい委員会が、市議会の状況のあれを見ていて、すごく忙しいという感じでもないんだけれども、まあまあ、さっきの委員長のお話だと、いろんなことをやっているということで、これ、会長のお話だと、5人でいけるんじゃないかという、そういう、あっ、違う、6人だ、ごめんなさい、6人でしたね。失礼しました。委員長が入らないと、5人で審議を実質的にやっていくということがどうなのかなという、そこの、私は議員でも何でもないの、そこがクリアできるのかなというのが、はっきりと分からないですね。

別に多ければ多いと言っているわけではもちろんないんだけれども、いろんな委員会の中には、いろんな方がおられて、どんどんどんどん、基本的に4年に一つ回していきましよう、中には滞留する人もいるけれどもということなんだけれども、そうすると、滞留しなかったら、新しい人ばかりじゃないでしょうけれども、かなりベテランの人が少ないという、これも選挙のあれになるのかも分かりませんが、大体、3分の1替わると言っているわけですから、そこのところの継続性が、減らしたので、審議力が落ちないのかということ若干危惧しています。そこぐらいでしょうかね。

そこも分からないんだけれども、その辺のところは、何らかの手当てがあって、1人減らしたぐらいでは落ちないよということをおっしゃっていただければ、ありがたいんだけれども、何かたまたまその委員会だけが弱くなっちゃうと、執行機関の思うつぼじゃないですか。思うつぼかどうか分かりませんが、そんなことも思いながら、じゃ、7名が妥当かどうかもちろん分かりませんが、だんだんその数が減ってくることによる様々なデメリットも考慮してこういう御回答をいただいているのかなという感じはして、なかなか

はっきりとは言いづらそうなんですけれども、現状維持にしていいただきたいというのが、委員長、あるいは副委員長の、まあまあ、全員とはもちろん言いませんけれども、ある程度の数がおっしゃっているのかなと私はそのように酌み取ったんですけどね。そこは、私の個人的な酌み取り方なのかもしれませんけれども、審議力が落ちないのかということでしょうかね。

以上です。

○会長（小林慶太郎君） ありがとうございます。

すみません、私がこの24-2の資料を読んだ感じでは、6人体制、6人だったらいける、あるいは5人でもいけるといっても含めると、過半の方は6人でも大丈夫というふうにお答えいただいていたかなというふうに受け止めたのですけれども、これは捉え方にもよるかなと思います。

今、各委員の皆さんの御意見を伺うと、4委員会、そして7人ずつが妥当なのではないかという御意見が多いようですが、もう一つ、これ、最後に伺っておきたいのは、住民自治協議会連合会から出ている意見書の重みというのは、委員の皆さんはどのように受け止めておられるのかなと。

市民の声、民意を反映する議会であるべきだということからすると、私、先ほど個人的な意見としては申し上げたんですけども、そういう意見書が出ているのに、多くの方の意見を集約したものとして出ているはずなのに、そこは尊重しなくていいんでしょうかということも申し上げたかと思いますが、これについては、各委員の皆さん、今回、もしこの調査会で28人、現状維持という住民自治協議会から出てきた意見書とは真っ向から異なる答申を出す場合において、そこはどのように説明をされるおつもりなのかなということも伺いたいなと思っております。いかがでしょうか。

○委員（江藤俊昭君） 江藤ですけど、今の議論、恐らく今後大事なところになるので、私が日頃考えている話をさせて……、やっぱりすごい重いですよ、これだけ出たということは。だから、それはちゃんと真摯に対応したほうがいいというふうに思いますけど、これ自体を読んでいくと、それはそれで大事なことだし、恐らく議会がどういうふうな歩みをしていくかどうかとか、得票率、投票率だとかという民主主義の問題ってすごくありますから、これはこれとして、議会としてしっかりと議論する必要があるんじゃないかなというふうに思いますよね。

今後、今日の話でいうと、私なんかも現状維持かどうかはともかく、議会力アップのために委員会として充実させる人数をというふうなところで議論していますから、それと今回の意見書って、住民自治協議会連合会から出たのとはずれがあるので、しっかりと議会側がそういう今まで出されたところと説明をして納得してもらおうということが必要なんじゃないですかというふうに思っていますけど、そのことこそが住民自治を進める大事なことなんだよという議会の在り方を示すことだと思います。

そもそも定数の問題も、委員会の人数だとか、それから委員会数だとか、委員会の人数だとかというのは、これ、議会力アップのためという、これ、議会がどう取り扱っていくかどうかを説明しない限り、ここで話したって空理空論なんです。本当にできているかどうかなんか、分からないんだから。だから、本当に議会としてこういうことをやるんですよというのを説明するところが大事なことだと思います。今、会長が言われたように、大事なことなんです。だからそれをしっかり受け止めて、議会改革を進めなきゃいけないでしょう。

さらに言えば、私も随分関わりましたけれども、住民アンケートというのがあるんだ。それで、報酬を下げろ、議員定数を下げろなんて、一般的ですよ。これは議会がよく分からないと、それはやっても何をやっているか分からないんだから、下げるに当たり前じゃないですか。これも真摯に受け止めながら、どういう議会をつくっていくかどうかというのを、今、これを起点にしながら、議会側にボールが投げられているんですよ。この私たちの調査会は、ある一面は考え方の論理しかできないんだ、これを説得的に説明するのは議会の問題でしょうということをつけ加えておきたいと思いますね。

○会長（小林慶太郎君） 御意見ありがとうございます。

まさに議会の問題として、議会が市民に向き合っていく、お応えをしていくための材料としてどういった考え方があり得るだろうかというところが我々の調査会に求められていたところかなと思いますので、そういった観点から御意見をというふうに思っているところであります。

住民自治協議会連合会の……。

○委員（江藤俊昭君） それから、ごめんなさい、追加しますけれども、住民自治協議会連合会から出されるのはすごい大事な問題提起なんですよ。投票率の問題とか、得票数だとか、これ、民主主義に関わる問題ですから、これは議会だけじゃなかなか無理だから、首長と一緒にあったり、恐らく県との議論だってあると思うんですが、民主主義を再生する議論とすごく大事なポイントだと思いますので、定数がここにすぐ直結するわけじゃないんだけど、民主主義の再生の問題としても、議会、そして首長、県と連動させながら議論してもらいたい、それだけ大事な提起をされているんだと思いますね。

○会長（小林慶太郎君） この調査会として、そこをどう扱うかということなんですけれども、今、調査会に求められているところと若干論点がずれているようにも私は感じますが、そうすると、我々としては、住民自治協議会連合会からの意見は一つの意見だけれども、そこも踏まえて、今後、議会で考えていってもらえばいいので、ここでは、住民自治協議会連合会が定数を削減すべしという意見を出しているけれども、すぐにそれを採用する、それにくみすることはしないというのをこの調査会の結論としたいと、こういうふうに理解すればよろしいですか。

○委員（駒林良則君） 私はそれで。私だけかな。私だけは、そのように考えています。

もちろん重要なんだけど、本当にこの意見書が全ての住民の方々の声がある程度代表しているのかどうかというのは、すごく私は疑問、疑問ということでもないんだけど、そのプロセスが分からないので、どのように上がってきた話なのかも分からないけれども、それが本当に、特に議員を選出していないところの自治会の本当の気持ちなのかという、そこに根本的にこの意見書の疑問点を私は持っていて、それでもその住民の方々、何千人とおられるのかな、そのような方々が、これを見て、本当にこれでいいですよと言えるのかなというのが根本的に分からない。分からない。いろんな地域で活動されている方に多分聞いてみると、それは自治会が考えたんでしようという、そういうふう言われちゃう可能性があって、議会全体がこれを住民全体の声だというふうに本当に受け止めていいのかということが、私は根本的にちょっと怖いなどは思っているところなので、さっき一番最初にお話ししたように、一つの意見として受け止めるべきところは受け止めましょうという、そういうことで、そういう意味では、江藤先生と少し違うかもしれませんがけれども、個人的にはそのように思っております。

以上です。

○会長（小林慶太郎君） ありがとうございます。

川上委員、よろしいですか。

○委員（川上 哲君） 3年ほど前に津市のほうで議員定数の話があったときに、議会で参考人で話したことがあるんですけども、そのときも津市の場合にも、やっぱり住民自治協議会連合会のほうからの意見書が出されていて、定数削減が望ましいという、そういう意見書が出されていたんですけども、そのときに議会ではっきり述べたかどうか、覚えていないんですけども、これは一つの意見としてはあり得ると。

ただ、この調査会でどの程度、この連合会の意見を取り上げるかどうかというのは、なかなか難しいところですけども、住民の一つの意見としてはあり得ることなので、これはこれで、別に否定するものでも何でもないというふうに思いますけれども、僕が懸念しているのは、意見書の根拠になる中身のほうで、議員定数を削減するということの根拠が少し弱いのではないかというふうに私は思っていて、そういう観点から、この意見書の根拠、20に減らすという根拠が曖昧なところがあるので、調査会でどれだけこの連合会の意見を踏まえるのかというのは、疑問に思っているところです。

○会長（小林慶太郎君） ありがとうございます。住民の方の声としては重たいけれども、論理構成としてはちょっと弱いということですね。分かりました。

すみません、時間がもう大分押しています。今日は議員定数のことだけをやるわけではないので、そろそろ結論を得ないといけません。

私以外のお三方の委員のお話を伺っていると、基本的には、常任委員会の数及び各常任委員会の人数ということから考えても、4常任委員会、それぞれ7人ということで、現状の28が妥当にワークしていくのではないかと、むしろそれを維持していくことが望ましい

んだという御意見で、住民自治協議会連合会さんからの意見についても、そういう意見をいただいているということ自体は重く受け止めなければならないけれども、そこに書かれている内容自体は精査していくと、必ずしも論理としては強くないということで、そこには縛られないと、こういうことのようにあります。

皆さんの御意見がそういうことをございますので、私、個人的なところでは納得はしていないところもあるんですけども、それでは、この調査会の方向性としては、議員定数は据置きという方向で皆さん、よろしいのでしょうか。

○委員（江藤俊昭君） 会長のまとめ方のところ、それで基本的には異論はないんですが、私は、今後の議会像がしっかりしていればの話だと思うんですね。形式的な論理でして、恐らく駒林先生もそうだと思うんですけど、委員会って、議会が議会力アップで住民のために頑張るためには、ちゃんと委員会数を置いて、設置して、そして、それなりの人数が必要なんだというのは、これ、議会がしっかり動くという前提の話なんですね。だから形式的に、いつもそうだからということには、私は成り立つわけじゃないので、議会に対しても要望を出したいなというふうに思っています。

○委員（駒林良則君） よろしいですか。

私は、会長がおっしゃったようなところは、もちろん無視する必要性はなくて、どうしても両論併記ができないというのであれば、仕方がないんでしょうけれども、会長がおっしゃったような意見をちゃんと出すというのは、答申としておかしいんですかね。異論がありましたというのは。

○会長（小林慶太郎君） 議論の経緯として意見書に書くのはありだと思いますが、答えというか、最終的な回答としては、皆さん、4人の一応、意見を集約したというものが、調査会としてのお答えはどうですというのは、やっぱり整理しないといけないと思いますので、議論の過程ではそういう異論もあったということは併記しておいていただいてもいいのかなとは思いますが。

江藤先生がおっしゃるような議会力の向上というのは、もうそれは言わずもがなのことです。それは当然の前提としてなんですけれども、求められているのはそこではなくて、議長から諮問いただいたところは、そういった我々からの提案というか、議会力をちゃんと向上させろというようなことを求められているのではなくて、今回、議員定数をどうすればというところなので、そこについての皆さんの御意見を伺ってきたところあります。

議事を進行させていただきます。

続いて、議員報酬についての御意見を伺いたいと思います。

今回の、そもそも我々の調査会が発足した経緯のもともとは、先ほど来出ている住民自治協議会連合会から提出された意見書なんですけれども、そこでは、議員報酬を1割程度増額するということが提案されておりますので、これを受けてどう我々が考えるかという

ところでございます。

議員定数については、先ほど来の皆さんの御意見だと、現状維持ということでございますけれども、議会力を高めていくために、じゃ、議員報酬は現状のままでいいのかどうかというところについても御意見を伺った上で、意見書の中にそれも明記して、今後の特別職報酬等審議会に御議論いただく際の参考にしていただく必要があろうかと思っておりますので、こちらにつきましてもあらかじめお願いをしてあったところでありますので、それぞれ御意見をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

すみません、残り時間がもう、本来的にはあと五、六分しかございませんので、簡潔にそれぞれ御意見をいただきたいんですけれども、報酬についての御意見はいかがですか。

○委員（駒林良則君） どなたも発言されないのも、もう定数でかなり疲れ果てたのかもしれませんけれども、これも妥当な金額というのはないという感じなんです。昔というか、いろんなところでやったのは、議員の活動量を計って、どれぐらいの時間、議員活動、議会活動、とにかくやって、それと首長の実際の活動というのを、これも調べて会議をしている、要するに、定例会の月と、それから定例会のない月と、実際に各議員がどれぐらいの時間、いろんな活動に費やしたかということアンケートを取って、それで、首長のそれと比較したということは、幾つかの議会で行ってまいりましたけれども、それは一つの方法であって、近隣他市の状況とか、そういうことを勘案しながらやらざるを得ないのかなということがありますし、それから、自治体の中の職員、例えば、昔言われたのが、部長級の俸給ぐらいよねという、そういうふうな話もあったので、いろんな目安みたいなものは、これまで提示されてきたというふうには思っているんですけれども、その辺のところ、まだ資料としてはもらえていないので、これはもう何か相場的なところで議論するしかないのかなというのが個人的な感想という感じがいたします。

先ほど、ごめんなさい、お話しした首長との実働時間数的なところでいくと、大体、7掛け、ごめんなさい、7割程度、議員として活動されているので、首長の月収の7割程度ぐらいでどうなのかというのは、一つの目安として出したことはありますけれども、これは、政令市とか、町とか、一般市とか、いろんなところで、県もあって、それぞれ仕事が違うので、これはなかなか、何か妥当なあれが出てこないのかなという感じはしています。

それで、会長がどう考えておられるのか、よく分からないんですけど、この44というのをベースにして考えていたらいいのかということでしたかね。

○会長（小林慶太郎君） 恐らく44万5000円で。

○委員（駒林良則君） だから、我々に投げかけられているのは、そこを一つのベースにして考えてほしいというふうに言われているのか、ゼロベースで考えてくれとおっしゃっているのか、そこはよく分からないんですけど、時間の関係で、そんなに何か議論できないということであれば、取りあえず、今、お話ししたようなことを考えても、何かあまり高過ぎるとか、あまり低過ぎるとい感じはしないんですけど、もうちょっと何か

細かい何万刻みで出せとおっしゃっているのか、よく分かりませんが、妥当性ということでは、どうなのかな。すごく高いわけでもないし、すごく低いわけでもないんじゃないでしょうかという。ほかの他の市よりか、ちょっと安そうだというのは、三重県のほかのところからあるんだけれども、ほかにもっと安いところもあるので、私個人としては、そんな、何か思いっ切り上げろという、思いっ切り下げろという、そこはないんです。

以上です。

○会長（小林慶太郎君） ありがとうございます。

住民自治協議会連合会さんからは、1割程度上げたらどうだという意見書を頂いているので、それを受けてどうかというところですけども、川上先生、いかがですか。

○委員（江藤俊昭君） 江藤です。そろそろ出なきゃいけないので、ごめんなさい。だから定数等の「等」に入ってしまったわけですね。議論としてね。そうですね。それで報酬の話が出たと。

報酬というのは、もう科学的な根拠なんてあるわけないですよ。だから住民に説得できるような根拠を示さなきゃいけないだけの話だと思うんですけど。今、駒林委員が言ったようなお話というのは、一つのやり方なんですけど、大体、三つあるんです、報酬額を算定するときというのは。

一つは、類似方式って、一番最後に先生が言われたのは、恐らく類似方式、比較方式なんですけど、それから、もう一つは成果方式という、これはなかなか数値化できないので難しいんですけども、もう一つは原価方式といって、活動量と首長の活動量と比較するというのでやります。

一般的には、根拠を示さなきゃいけないので、多くは類似方式を取っている特別職報酬等審議会は多いんですけど、何の根拠にもならないはずなんです。そうすると原価に近いのは、恐らく県レベルで、駒林委員、ちらっと言われていましたけど、局を取ってれば、局長の真ん中ぐらい、そして部長の真ん中ぐらい、あるいは、市レベルでいうと、課長の真ん中ぐらいという、これは、県のほうは自治省が提案しています。そして、市のほうは市議会議長会の提案です。

私は、妥当なのは、全国町村議会議長会が出している新しい原価方式という、活動量をちゃんと示しながら行うという、これが一番ベターなやり方だと思っていますけど、駒林先生の言い方だと、もうそんなアンケートを取る時間もないよなという話があるので、これは、論議とこちらで出されるころはどういうふうにするのかどうかというのは、ぜひここの中で議論したいんですけど、根本的には科学的な根拠じゃないし、住民に説明するためのものだし、特別職報酬等審議会にも説明できるような論拠としては、新しい原価方式を私は妥当だというふうに思っていますけど、それは、皆さんの議論の中で提示する話だと思っていますから、私の原則論だけはお話をしておきたいというふうに。

ということで、私、そろそろ出たいので、もうちょっといますけど、よろしくお願ひします。

○会長（小林慶太郎君） ありがとうございます。

じゃ、川上委員、お願ひします。

○委員（川上 哲君） いろんな資料を頂いて、私も考えてみたんですけど、やっぱり現状の44万5000円が妥当なのかどうかというのは、どうしても分からないというか、根拠が見当たらないというか、ほかの市は、四日市市だと60万とか、津市だと55万とかとなっているので、単純に人口とか、そういうものでも比較できないし、根拠として、これじゃないといけないというふうに申し上げることは難しいんですけど、ただ、先ほどの住民自治協議会連合会の意見書は、1割アップというふうに書いてあるんですが、それは、人員削減をした上での話なので、それは今回の定数との関係でいうと、当てはまらないのではないかとこのように思いますので、もうなかなか議論する時間がないということもありますので、現状で特に不都合がないのであれば、それで構わないんじゃないかというふうには思っています。

以上です。

○会長（小林慶太郎君） ありがとうございます。

今、お三方から御意見いただきました。江藤委員からは、三つの方式があるというようなお話もありました。

私、個人的な意見を申し上げますと、現状の仕事量から計るというのは、それこそ望ましい議会力の在り方にふさわしいかどうかということとそぐわないと思うんですよね。現状、こう働いていますって、いや、その現状の働き方でいいんですかという話で、もっとこういうふうに働いてくださいというところの議論がそこには抜け落ちているような気がします。

全然違う観点から私、お話しすると、議員報酬って、いわゆる議員の皆さんは、社会保険みたいなのは入っていないんですよね。なので、この中からそういう保障もしていかななくちゃいけないというところで、御本人の負担になっていくということから考えると、昔のような、大昔のような名誉職であれば、別に議員報酬、幾らでもよかったんでしょうけれども、今、世の中の人々の多くがいわゆる勤め人であって、公務員だったり、サラリーマンだったり、そういう方たちが、いざ立候補をしようと思ったら、仕事を辞めなくちゃいけない。じゃ、仕事を辞めても生活が成り立つような報酬になっているかという、実は、そこから考えると、必ずしもそうは言えないというふうに私は感じております。

なので、現状の44万5000円というのは、議員定数が減るかどうかということとは必ずしもトレードオフではないという話は、以前、ここでも議論させていただきましたので、今回、皆さんが定数は現状維持だというふうにおっしゃっておりますけど、だとしても、議員報酬については、しっかりそれで、じゃ、議員になって、自分も生活できるから、

議員を目指してみようという若い人が出てこれるような額であるのが望ましいというふうに思っておりますので、それが、じゃ、一体幾らなのかとか、いきなりぼんと上げるのもなかなか難しゅうございましょうから、そういう意味では、住民自治協議会連合会さんがお示しいただいているように、1割程度まずは上げるというところが私は妥当かなというふうに感じております。

○委員（江藤俊昭君） 江藤ですけど、今の会長の、全く賛同なんですけど、一応、原価方式というの、現状の分析だけじゃなくて、期待値って、4年前は期待値と言っていたんですが、最近は改革意欲型という形で、将来を見据えたという二つに分けて分析をしているんですけど、今、会長が言われたのは、後者のところは、今後の在り方を問うということですね。

それから、もう一つ、今後の新しい層が入ってくるかどうかという、生活できるかどうかというのは、報酬の議論というのは、生活給と切り離さなきゃいけないのが原則なんです。幾ら203条が新しくなっても、報酬の議論があると、生活給、給料じゃありませんから、ただし、今の現状の中で、どういうふうな多様な人たちを入れ込むかどうかというのが大事なことなので、この203条の議員報酬の議論との連動をどういうふうにしていくかどうかというのが今の問題意識としてはすごく大事なことなので、今後、議論していただければと思います。

すみません、私、出ますので、申し訳ありませんが、次回はちゃんと対面で出たいと思います。よろしくお願ひします。

○会長（小林慶太郎君） お疲れさまでした。次回は、意見書の文案がお示しされて、それを基に議論していただくことになると思いますので、また、あらかじめ見ておいていただければと思います。消えましたね。

ということで、どうしましょう。議員報酬については、今、江藤先生は上げてもいいという感じだったのかなと思いますけれども、ほかの皆さん、あまりどうですか。現状でもいいし、下げる理由はないなという感じでしたけど、上げて構わないんですかね。

どうぞ。

○委員（川上 哲君） 会長がおっしゃられた1割アップということで、異論ありません。

○委員（駒林良則君） 私もありません。

○会長（小林慶太郎君） ありがとうございます。

じゃ、こちらについては、住民自治協議会連合会からの御提案もありました形で、1割程度のアップというところで我々の意見書を作っていきたいと思ひます。

最後に、政務活動費についても御意見を伺わなければいけません。すみません、時間超過しておりますが、こちらについてはどうでしょうか。

これも住民自治協議会連合会の意見書では、月額2万5000円を4万円に増額したらどうだというようなところで御意見をいただいておりますが、一方で、事務局で御用意い

いただいた資料を拝見しますと、現状でも政務活動費の執行率は5割程度で推移してきているということで、額を上げるよりは、むしろその使い方について、もうちょっと使い勝手をよくするというか、かといって、じゃぶじゃぶ好き勝手に使うということじゃなくて、ちゃんとそれに基づいて政務活動、市政のためにしっかり使っていただきやすくするという、そういう運用の仕方の部分を変えていけば、額の問題はそれほど実は問題ではないようにも思えますが。

○会長（小林慶太郎君） 先に私見を述べてしまいましたが、いかがでしょうか。
どうぞ。

○委員（川上 哲君） 政務活動費の状況についても執行率の資料があって、資料幾つか忘れちゃったんですけども、会長、今、おっしゃられたように、5割程度ということで使い切れていないという現状があるので、やはり政務活動費を現状から引き上げるという根拠はないんじゃないかというふうに思います。

以上です。

○委員（駒林良則君） 私のほうからも、金額的に多いとは思えないんです。本当は、もうちょっと出すべきだというのは思っているんですが、今、お二人がおっしゃったように、執行率が半分ということになると、これは上げる意味がないので、もう足りないというふうなことが出てくれば、そこでもう一度議論すればいいのかなという感じで思っております。

なので、会長がおっしゃるように、使い方の、使い勝手というのかな、そちらのほうを改善することによって執行率が上がってくれば、また考えればいいのかなという、時間的にはもうちょっと言うべきことはあるんですけども、とにかくおっしゃるとおりで、ここは残念ながら現状維持でなければ、納得されないかなという感じはいたしました。

以上です。

○会長（小林慶太郎君） ありがとうございます。

これについて江藤委員の意見は分からないですけども、じゃ、政務活動費につきましては、現状据置き、むしろ今後、使い方をより使いやすくして行って、有効に活用していただく方向で御議論いただくということで我々の意見とさせていただきたいと思います。

時間が既に超過してしまっておりますが、一応、以上で一通り予定されていた議事は終了いたしました。本日の皆様からの御意見を基にして、まず、事務局のほうで意見書案をお作りいただきまして、これを次回の前にまた事前にお送りいただく感じですね。ですので、また、それを皆さん、事前に目を通していただいて、次回、お集まりいただいたときに意見交換して、最終的な文案を固めるということでお願いします。

○会長（小林慶太郎君） 続きまして、事項書の大きな2番、その他でございます。
事務局のほうで何かありましたら、よろしくをお願いします。

どうぞ。

○議会事務局議事担当主幹（中口真理子君） 次回、第4回の開催につきましては、10月7日月曜日、午前10時から、本日と同じく、松阪市議会第1・第2委員会室で開催を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○会長（小林慶太郎君） ありがとうございます。

皆さんのほうから、何かその他、特にこの際という御発言、ほかにありますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（小林慶太郎君） そうしましたら、以上をもちましてその他の事項も終了とさせていただきます。本日の議事は全て終了ということで、進行を事務局のほうにお返ししたいと思います。どうもありがとうございました。

○議会事務局次長（新田和弘君） 小林会長、どうもありがとうございました。

委員の皆様、本日は大変お忙しい中、また、長時間にわたり御議論いただきまして、誠にありがとうございました。

これをもちまして、第3回の松阪市議会議員定数等の在り方調査会を終了させていただきます。どうもありがとうございました。

午後 4時13分閉会